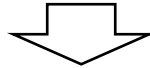
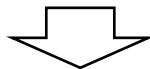


ご利用の流れ

① 事前登録（保育所等に通う生後6か月～小学校6年生）
「坂戸市病児保育事業利用登録申請書（様式第1号）」を
市または病児保育実施施設に提出



② 市内に住所を有する病児保育事業利用登録児童が発熱または発病



③ 実施施設（※）に連絡し、利用希望日の空き状況を確認のうえ、仮予約
※坂戸市民の方は、原則、鶴ヶ島市の実施施設（病児保育室トゥインクル）を
ご利用ください。



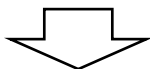
④ 「坂戸市病児保育事業利用申請書（様式第2号）」を
市または実施施設に提出

※緊急を要する場合は、利用の当日に提出でも可



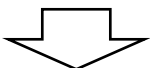
⑤ 医療機関（かかりつけ医等）を受診
⇒医師に「坂戸市病児保育児童状況書（様式第3号）（※）」の記入依頼

※東松山市、日高市の実施施設においては、「児童の状況が分かる書類」でも可
（必ず医師が記入したもの）



⑥ 実施施設に電話等で本予約を行い、書類及び必要なものを持参して施設へ

- ・ 書類 「坂戸市病児保育事業利用申請書（様式第2号）」（利用者が記入）
「坂戸市病児保育児童状況書（様式第3号）」（医師が記入）または、
「児童の状況が分かる書類」（医師が記入）
- ・ 必要なもの 別紙「ご利用にあたって」参照



⑦ 病児保育の利用料は無料ですが、別途施設において発生する費用がある
場合には、施設にその費用をお支払いください。

ご利用にあたって

1 対象となる児童

- ・以下(1)～(3)までのすべてを満たす児童
 - (1)市内に住所を有する、保育所等に通う生後6か月から小学校6年生までの児童
 - (2)病気又は病気の回復期にある児童であり、かつ当面の症状の急変が認められないと医師が認めた場合
- ※ただし、感染性疾患については、他の児童に感染するおそれのある感染期を経過したとき。慢性疾患については、発作が治まったとき。
- ※原則、麻しん等の流行性の強い疾患はお預かりできません。
- (3)保護者の就労、疾病、出産等の理由により、家庭において保育できない場合

2 実施施設（利用時間は施設により異なります）

※坂戸市民の方は、原則、病児保育室トゥインクルをご利用ください。

■病児保育室トゥインクル（厚友クリニック内）

住所：鶴ヶ島市五味ヶ谷230-7 電話：049-279-2983

利用時間：午前8時から午後6時まで（月～金曜日）

■病児保育室ピッピ（ほし こどもおとなクリニック敷地内）

住所：東松山市上野本1226-1 電話：0493-24-0753

利用時間：午前8時30分から午後5時30分まで（第4木曜日を除く月～金曜日）

■び〜のはうす（日高どろんこ保育園内）

住所：日高市旭が丘211-3 電話：042-984-1370

利用時間：午前8時から午後6時まで（月～土曜日）

3 利用料金

無料

※飲食費や消耗品費等が発生する場合は別途費用がかかります。必ずご利用の際に、実施施設にお問い合わせください。

4 持ち物（原則）

必要な持ち物については、あらかじめ実施施設にお問い合わせください。

- ・坂戸市病児保育事業利用申請書（様式第2号）
- ・坂戸市病児保育児童状況書（様式第3号）（医師が記入したもの）または、児童の状が分かる書類（医師が記入したもの）
- ・健康保険証、こども医療費受給資格証、服用中の薬と説明書・お薬手帳、バスタオル、フェイスタオル・ガーゼハンカチ（数枚）、着替え（上下・下着各2～3組）、紙おむつ（多め）、おしりふき、汚れたもの等を入れるビニール袋（数枚）、お弁当・離乳食（施設提供の場合は別途費用）等

5 その他

- ・お迎えについては必ず時間内をお願いします。
- ・児童状況書の記載内容に関わらず、症状が重い場合は利用をお断りすることがあります。
- ・緊急に連絡させていただくことがありますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください。児童の状態によってはお迎えをお願いする場合があります。
- ・児童の容体が急変した時は、協力医療機関で医療行為を行う場合があります。
- ・感染症については細心の注意を払いますが、感染の可能性についてはご理解ください。

【お問合せ】

坂戸市役所 保育課

TEL：049—283—1331

内線：425～428